

城南桑田郡檉田村に在る天龍寺末のそれなるべし。  
八月二日。山城祇園社、能登守護畠山義總に、その代替の爲に卷數等を贈る。

【八坂神社文書】 山城 一一八七  
案文

(畠山義總)  
爲次郎殿様御代替之、御祈禱之當社御卷數・御護・牛玉進  
入申候。可然様ニ預御取合候者、一段可爲祝着候。早  
々御禮可申心中處、于今延引其恐候。無御心元候。將又  
御私へ御卷數・御護并帶貳筋進之候。左道之至其憚多候。  
何も時宜御取合、悉皆奉頼存候。目出度重而猶可申入  
候。恐々謹言。  
(永正十三年)  
八月二日

三宅伊賀守殿  
(俊長)

御宿所

十二月。山城天龍寺、同寺領石川郡大野莊より  
納めたる年貢の支途に就いて注す。

【天龍寺文書】 山城 一一八八

一、大野庄寺納近年依爲少分、寺家闕乏過法之由、淨堅  
力者於庄内申觸之處、爲惣百姓中貳拾貫文引違寺納申、  
殊已後不可爲借錢旨、堅對惣庄届申、請取上之由就力  
者申、伍貫文者修正料用之、伍貫文者行力衣料下行也。拾  
貫文者造營方用之。後代爲明其不審、以評儀(議)所被記置  
之如件。

永正拾參丙子祀十二月 日 出官景壽 在判

住持周芳(福林) 在判 納所承縁 在判

塔主等期(信也) 在判 維那壽見 在判

首座中倫 在判

永正十四年 丁丑 紀元二一七七

四月五日。能登守護畠山義總、三條西家司豊筑  
後守に、その詠歌を實際に披露せられたるを謝  
す。

【三條西家文書】 一一八九

舊冬者愚詠一卷其迄入見參候處、三條西殿(實隆)に披露候由驚  
入候。雖然種々被加御詞候。過分至候。并尊札令拜覽  
之候。旁以可然候様被申入候者可爲祝着候。次雖輕  
微候、太刀一腰・千疋進獻候。披逢憑入候。恐々謹言。  
(永正十四年)  
卯月五日

豊 筑後守殿  
(信也) 義 總 在判

四月十六日。足利義植、能登守護畠山義總に、  
その年始の禮物を贈れるを謝す。

一一九〇

【室町家御内書案】  
爲年始之祝儀太刀一腰到來、喜入候也。

永正十四 四月十六日 貞、泰

畠山左衛門佐どの(義總)へ

五月十九日。珠洲郡高座宮別當高勝寺の衆徒、  
寄進田地上役を守護に納入したることなき起請  
文を草す。

【須須神社文書】 珠洲郡 一一九一

敬白

三崎高勝寺衆徒等起請文事

三世諸佛、應正等覺諸大薩陲、諸忿怒尊、十二大天、日月  
五星諸宿曜等、堅牢地神、殊者日本惣廟天照皇太神宮、八  
幡三所大菩薩、春日大明神、山王廿一社、當國一宮・二宮・  
石動五社權現、別者北陸鬼門鎮守當山高座大菩薩・金文大  
明神・五所之王子、惣者日本之諸神・三十番神・十羅刹女等  
驚申、

右於當山、往古之寄進田地上役之儀、公方へ納申儀無  
御座候。若此旨異曲申候者、上件之可蒙御對者也。仍  
起請文之狀如件。

永正十四年五月十九日 高座山高勝寺衆徒等

院主 快 欽

(裏面にこれは案文也とあり。文中の公方とは守護  
をいふものゝ如し。)

六月二日。足利義植、石川郡大乘寺に、同寺領  
押野莊の地を安堵せしむ。